

6 今後の進め方

今後、中心市街地の活性化を推進するにあたっては、長期的な展望のもと、社会情勢や事業の進捗などを踏まえて、中心市街地活性化のロードマップを検討し、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（見直し）により進行管理を行い、適宜、計画の見直しを図っていく必要があります。

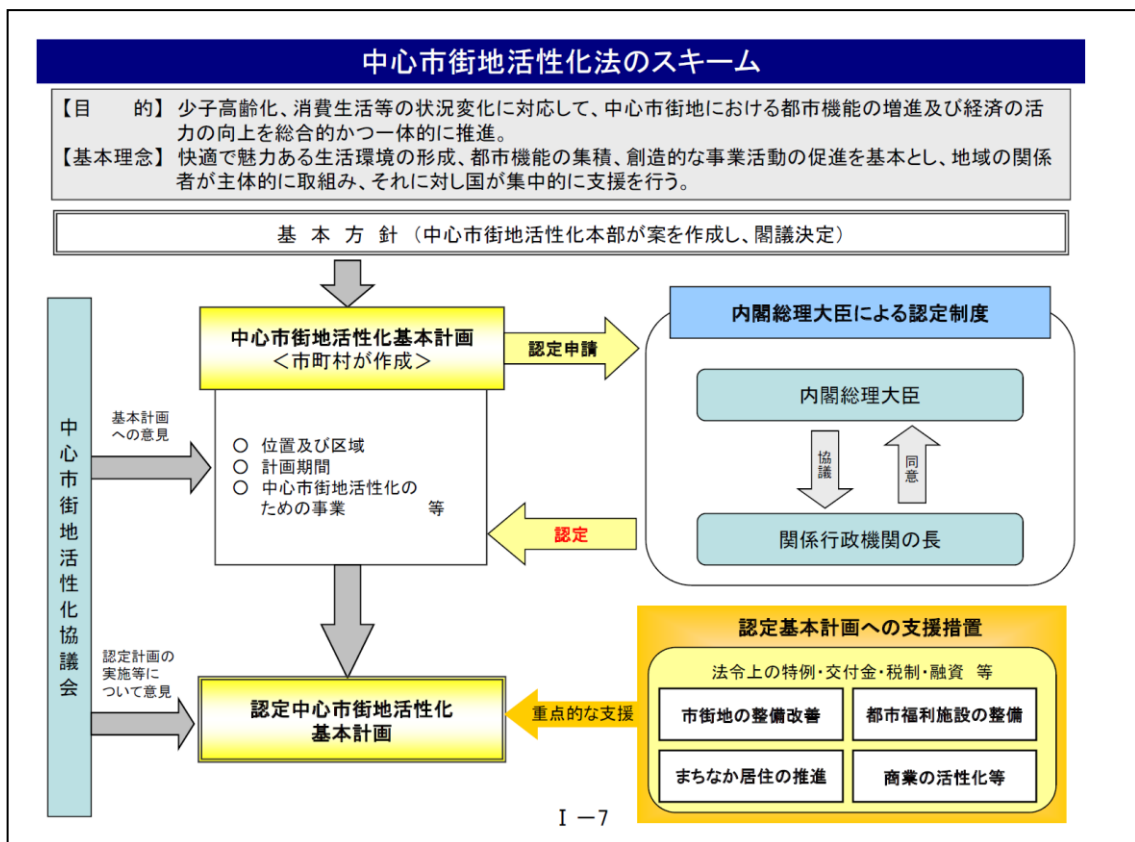
また、今回策定する「太子町中心市街地活性化基本計画」は、国で策定している中心市街地活性化法における基本計画とは異なるものですが、本計画の策定をきっかけに、中心市街地活性化法における認定を目指し、計画の見直しを図っていくことが望ましいと考えます。

国の認定制度である「中心市街地活性化基本計画」の認定を受けることで、様々な補助を受けることが可能となり、中心市街地活性化に向けて大きな後押しとなります。

（１）認定制度

国の認定制度である「中心市街地活性化基本計画」の概要は以下となっています。

資料【2013（平成 25 年度）中心市街地活性化ハンドブック】

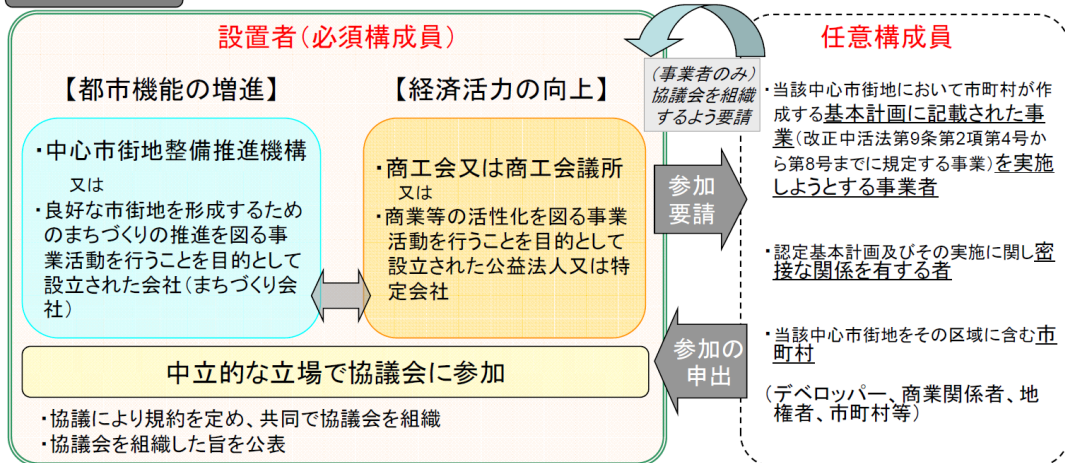


中心市街地活性化協議会の概要

協議会の役割

- ・市町村が作成する基本計画、認定基本計画の実施等について、市町村に意見を述べることができる。(法第15条第9項)
- ・市町村が基本計画を作成する際の意見聴取 (法第9条第5項)
- ・民間事業者が事業計画を作成する際の協議 (法第40条第1項)

協議会のしくみ

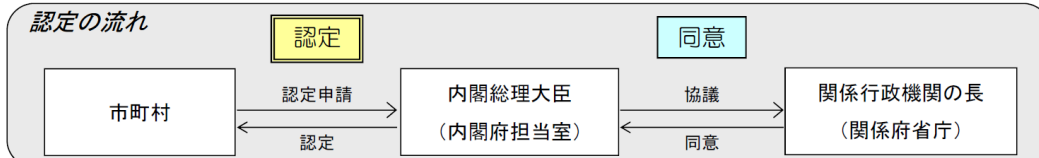


「中心市街地活性化協議会」の設置状況につきましては、中心市街地活性化協議会支援センターのHPをご覧ください。

URL : <http://machi.smrj.go.jp/active/index.html>

基本計画の認定基準

認定の流れ



○認定基準

- ① **基本方針に適合**するものであること。
→基本方針の該当部分に適合した内容であることが必要
(第1章、第2章4.、第3章、第9章、第10章、第11章)
- ② 当該基本計画の実施が**当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与**するものであると認められること。
→以下の点で判断
 - a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等が記載されていること。
 - b) a)の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。
- ③ 当該基本計画が**円滑かつ確実に実施されると見込まれる**ものであること。
→以下の点で判断
 - a) 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。
 - b) 事業等の実施スケジュールが明確であること。

○同意基準 → 所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性

中心市街地活性化基本方針の概要

○ 政府が実施すべき施策とともに、基本計画の認定基準や実施状況についての評価等、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針を、中心市街地活性化本部で作成したもの

I. 中心市街地の活性化の意義及び目標

- ・人口減少、少子高齢社会を迎えている中で、高齢者にも暮らしやすいコンパクトなまちづくり
- ・環境負荷の小さなまちづくりにもつながる

II. 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 政府における推進体制の整備
(本部において、施策の企画・立案、総合調整、進捗状況の把握。関連施策・各府省の緊密な連携、地方支分部局での適切な助言。等)
- 認定を受けた基本計画の取組に対する重点的な支援、認定と連携した支援措置の創設・充実
- 基本計画の認定基準
基本方針に適合するものであること など
・計画期間は、概ね5年以内を目安とする。
- 基本計画の実施状況についての評価の実施等
・進捗状況の把握
・認定計画に係る予算、配分額、実績額等の把握、政府全体の施策の実施状況の評価

III. 中心市街地の位置及び区域

- 中心市街地の要件、数など
→ 原則的には1市町村に1区域。地域の実情により、複数存在する場合も考えられる。

IV. ～Ⅷ. 各種事業等の推進

(市街地整備、教育・医療・福祉等都市福祉施設の整備、街なか居住の推進、商業の活性化 など)

IX. IV. からⅧ. までの事業等の総合的かつ一体的推進

- 推進体制の整備
→ 市町村の行政担当部局の連携。中心市街地活性化協議会の設置。(事業の実施者に加え、地権者、地域住民、行政等多様な者の参画)
- 基本計画に基づく事業・措置の一体的推進、住民等様々な主体の巻き込み

X. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

- 都市機能の集積の促進の考え方
→ 都市機能の無秩序な拡散を防止。認定に際しては、集積のための取組や周辺の開発状況等を踏まえ判断。
- 都市計画手法の活用
→ 集積促進のため、地区計画等を活用。地方都市では、準工業地域で大規模集客施設に係る特別用途地区等が決定される場合に認定。

XI. その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

- ・実践的、試行的な活動等により、厳選された事業による計画を策定。
- ・都道府県で、必要な体制整備。市町村との意見交換。市町村への支援、助言を実施。

中心市街地の要件

中心市街地活性化法による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するものについて講じられる。

- 当該市街地に、**相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積**しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、**機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地**であること。
- 当該市街地における**都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切**であると認められること。

(2) 認定後の支援内容

認定を受けることで、以下の支援を受けることが可能となります。

①市街地の整備改善

ア 法に定める特別措置

土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第 16 条）
路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第 17 条）
中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第 18 条，第 19 条）
事業用地適正化計画の認定の特例（法第 20 条）

イ 認定と連携した支援措置

(ア) 認定と連携した特例措置

社会資本整備総合交付金	都市再生整備計画事業
	市街地再開発事業等
	都市再生土地区画整理事業
	都市・地域交通戦略推進事業
民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	
都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	

(イ) 認定と連携した重点的な支援措置

社会資本整備総合交付金	道路事業（区画）
	道路事業
	道路事業（街路）
	都市公園事業
	下水道事業，都市水環境整備下水道事業
	河川事業
	住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業
	住宅市街地基盤整備事業
	バリアフリー環境整備促進事業
	都市環境維持・改善事業資金
	優良建築物等整備事業
	住宅市街地総合整備事業
	地域住宅計画に基づく事業
まちづくり計画策定担い手支援事業	

ウ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

社会資本整備総合交付金	道路事業
	道路事業（街路）
	河川事業

(農林水産省)	集落基盤整備事業
	地域用水環境整備事業
(文部科学省)	文化財建造物保存修理等事業
	伝統的建造物保存修理等事業

②都市福利施設の整備

ア 法に定める特別措置

土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第 16 条）

イ 認定と連携した支援措置

認定と連携した特例措置

社会資本整備総合交付金	暮らし・にぎわい再生事業
	都市再生整備計画事業

ウ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

(厚生労働省)	医療提供体制施設整備交付金
	社会福祉施設等施設整備費補助金
	安心こども基金
	保育環境改善等事業
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(文部科学省)	公立文教施設の整備

③街なか居住の推進

ア 法に定める特別措置

中心市街地共同住宅供給事業（法第 22 条～第 34 条）
地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第 35 条）
土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第 16 条）

イ 認定と連携した支援措置

(ア) 認定と連携した特例措置

街なか居住再生ファンド	
社会資本整備総合交付金	都市再生整備計画事業

(イ) 認定と連携した重点的な支援措置

社会資本整備総合交付金	優良建築物等整備事業
	住宅市街地総合整備事業
	地域住宅計画に基づく事業
	住宅市街地基盤整備事業

ウ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

(厚生労働省)	地域支援事業交付金
---------	-----------

④商業の活性化

ア 法に定める特別措置

(経済産業省)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例地域）（法第 36 条，第 37 条）
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務（法第 38 条，第 42 条）
	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 7 項，第 40 条）
	特定商業施設等整備事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 8 項，第 40 条，第 42 条関係）
	中小企業信用保険法の特例（法第 43 条）
(総務省・経済産業省)	地方税の不均一課税に伴う措置（法第 48 条）

イ 認定と連携した支援措置

(ア) 認定と連携した特別措置

社会資本整備総合交付金		都市再生整備計画事業
(経済産業省)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	
	中心街再生事業における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	
	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	
(総務省)	中心市街地活性化ソフト事業	
	中心市街地再活性化特別対策事業	

(イ) 認定と連携した重点的な支援措置

(経済産業省)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業
	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

ウ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

(経済産業省)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち，診断・助言事業及び人材育成事業
	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））
	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）

(農林水産省)	卸売市場施設整備対策
---------	------------

⑤公共交通機関、特定事業等

ア 法に定める特別措置

共通乗車船券（法第 39 条）	
乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 9 項第 3 号，第 46 条）	
貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 9 項第 4 号，第 47 条）	
(経済産業省)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 9 項第 1 号）
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務（法第 38 条）
(農林水産省)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第 7 条第 9 項第 2 号第 44 条，第 45 条）

イ 認定と連携した支援措置

(ア) 認定と連携した特例措置

社会資本整備総合交付金	都市再生整備計画事業
	都市・地域交通戦略推進事業

(イ) 認定と連携した重点的な支援措置

社会資本整備総合交付金	道路事業（街路）
都市環境改善支援事業	

ウ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

社会資本整備総合交付金	道路事業（街路）
鉄道駅総合改善事業費補助	
地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査事業）	
踏切保安設備整備費補助	
地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等），幹線鉄道等活性化事業費補助）	
都市鉄道利便増進事業費補助	
観光地域づくりプラットフォーム事業	
地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	
(経済産業省)	成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業
	電源地域産業関連施設等整備費補助事業
(総務省)	地域 I C T 利活用広域連携事業

